

学校給食における異物混入・食中毒等発生時の対応について

1 異物混入時の基本的な対応

(1) 危険異物

- ・危険異物の発見時は、喫食を停止する。
- ・直ちに保健体育課に連絡し、状況報告を行い、対応を協議する。

＊即時対応が必要

(2) 非危険異物

- ・異物を除去して安全が確認できれば、通常通り給食を提供する。
- ・管理職の指示に従い、必要に応じて保健体育課に報告する。

＊臨機応変に判断する。

2 異物混入の種類（異物の種類により対応を判断する）

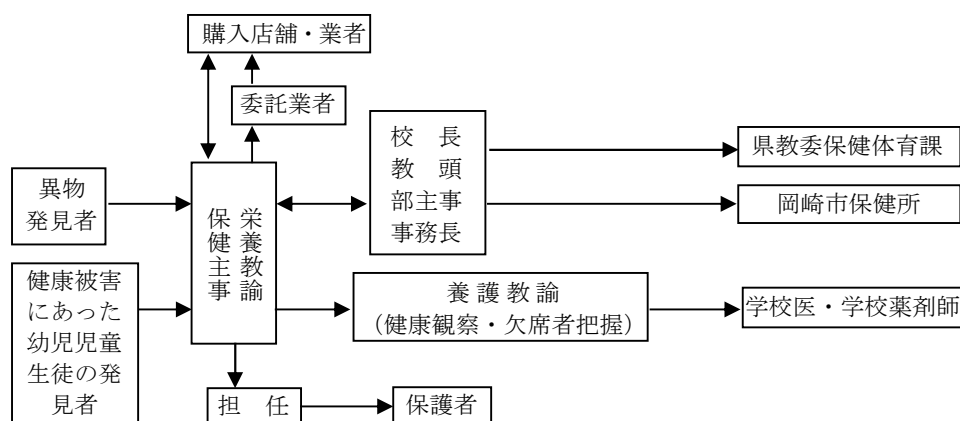
(1) 危険異物・・・金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品類

(2) 非危険異物・・・虫、髪の毛、ビニール、繊維、スポンジ片、食品の骨片・種など

単体で入っており毒性のないもの。ただし大量混入等、幼児児童生徒の身体及び生命への影響がある場合又は影響のおそれがあると判断される場合は、危険異物の場合と同様に対応する。

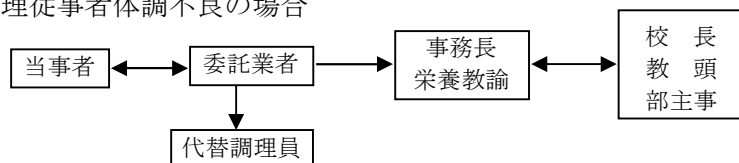
3 問題発生時の対応

(1) 健康被害、異物混入の場合



※検食、保存食を毎日実施し、問題発生時の未然防止と問題発生時の対応を行う。

(2) 調理従事者体調不良の場合



※腸内細菌検査で異常が認められた場合は、委託業者から関係機関へ速やかに連絡する。